

日整連第17-230号
整商連第17-88号
平成17年9月20日

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課
課長 清谷 伸吾 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車整備商工組合連合会
専務理事 樋口 忠夫

自動車分解整備業に係る平成18年度
税制改正及び延長に関する要望について

自動車分解整備業は、ご高承のとおり自動車の安全確保、公害の防止・環境の保全を社会的使命としており、道路運送車両法に基づき事業の健全化に務めると共に、当該業種は中小零細企業者が大多数を占めているところから、中小企業近代化促進法に基づき、業界全体のレベル・アップを図ったり、近代化事業に取り組んできており、成果を挙げております。

特に、整備技術のプロとして、様々なサービスを介して自動車ユーザーに大きな利便をあたえるべく努力をしております。

しかし、当業界は、点検整備制度の見直し等、相次ぐ規制緩和により整備作業量が減少する中、使用済み自動車の適正処理、フロン回収等の環境保全対策など種々の課題を抱えており、依然として厳しい環境の中で経営努力を続けております。

今後、このような状況に対応し、新しい活路を自らの手で開拓するためには、以前にも増して設備の近代化、整備技術の向上を図って行かなければなりません。

つきましては、下記のとおり改正要望として、「道路特定財源の用途は自動車ユーザーの便益向上につながる道路整備に限定すること」を要望し、また延長要望として、平成17年度末をもって適用期限の切れる税制について要望しますので、宜しくご措置下さるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

I 改正要望

1. 道路特定財源の用途は自動車ユーザーの便益向上につながる道路整備に限定して頂きたい。

道路特定財源として課税されている自動車重量税等は、自動車ユーザーが道路整備のために特別に負担しているものである。

したがって、自動車ユーザーの便益向上につながらない用途拡大や一般財源への流用については、自動車ユーザーの理解を得ることは困難であるので、その用途は自動車ユーザーの便益向上につながる道路整備に限定して頂きたい。

なお、仮に道路整備以外に流用する余裕があるとするならば、先ず暫定税率の引き下げ、あるいは廃止をして頂きたい。

II 延長要望

1. 中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用期限の延長を認められたい。

自動車分解整備事業者の大多数を占める中小零細事業者が、最近の厳しい経営環境に対処していくためには、最新の整備機械装置類等の導入によって、省力化、効率化を図る必要がある。

よって、総合経済対策として、中小企業者の設備投資を促進するための臨時時限措置として創設された、中小企業者が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除の適用期限の延長を認められたい。

2. 特定設備等（公害防止設備）に係る特例措置の適用期限の延長を認められたい。

自動車分解整備業は、事業の性質上、汚水や廃油を生じることから、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置の設置を指導し公害防止を図る必要がある。

自動車分解整備業は大半が経営基盤の脆弱な中小企業であり、各事業者から排出される汚水処理を適切に行うためには、本制度の継続が必要である。

よって、特定設備等（公害防止設備）に係る特例措置の適用期限の延長を認められたい。

3. 廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。

自動車整備業は、事業の性質上、汚水や廃油を生ずるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、油水分離装置等を設置することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、社会との調和を図りつつ事業の発展を期するためには、本制度の継続が必要である。

よって、廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。